

箕面お買い物割引券取扱店募集要項

新型コロナウイルスの影響により負担が増えた家計への支援と、併せて売上が減少した市内店舗を応援することを目的に、箕面お買い物割引券（以下（以下「割引券」という。）を発行する本事業において、割引券の取扱事業者を募集します。

1. 対象者

市内に店舗や事業所等がある、小売業、飲食業、サービス業、その他の事業者が対象です。

以下の事業者は対象外です。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法第77号)第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、また暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の行うもの
- 法令または公序良俗に反するもの

2. 申請方法

割引券取扱店として登録を希望される方は、同封の『箕面お買い物割引券』取扱事業者登録申込書兼誓約書（別紙②）及び「委任状」（別紙③）（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、郵送・持参・FAX・メールのいずれかの方法で、箕面商工会議所へご提出ください。令和2年（2020年）7月6日（月）までに申し込まれた場合は、割引券と併せて全世帯に送付する「取扱店舗一覧」に掲載できます。なお、7月7日（火）以降も随時申請の受付を行い、専用ホームページ上に随時掲載いたします。

また、本事業への登録と同時に、箕面市が発行する「まごころ応援カード」への登録も併せて募集いたしますので、登録がお済みでない方はこの機会に是非ご登録ください。

※申込書は箕面商工会議所ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.minohcci.or.jp/>)

※店舗等が複数あり、申込書が複数枚必要な方は、必要枚数をコピーするかホームページからダウンロードしてご利用ください。

3.割引券の概要

- 発行総額 2億8,000万円（5億6,000万円の消費を喚起します）
- 送付金額 全市民1人あたり2,000円
- 割引券額面 割引券1枚あたり500円（1人あたり4枚）
- 対象者 令和2年7月15日時点で箕面市の住民基本台帳に記録されている方
- 利用方法 市内の小売業や飲食業、各種サービス業等の店舗（登録制）で、お買い物1,000円ごとに割引券1枚（500円）を使用することができます。
- 送付方法 全世帯に世帯人数分の割引券を郵送（7月下旬）

4.取扱事業者の業務

- 5に示す割引券の使用可能期間内において、割引券を持参した方に、割引券に記載されている額面相当の代金を割引してお受け取りください。
- 割引券は、お買い物1,000円ごとに1枚を使用することができます。
例えば、
 - ・1,000円以上のお買い物で、割引券（500円）1枚を使用できます。
 - ・2,000円以上のお買い物で、割引券（500円）2枚を使用できます。
 - ・3,000円以上のお買い物で、割引券（500円）3枚を使用できます。
 - ・4,000円以上のお買い物で、割引券（500円）4枚を使用できます。
- 割引券を受領した場合は、使用済みであることを明示するために、割引券裏面の取扱店欄に店名をインク（ボールペン等）にて記入するか、押印してください。

5.割引券の商品券使用可能期間

令和2年（2020年）8月1日（土）～令和2年（2020年）12月31日（木）

6.換金請求手続

- 取扱事業者は、市が指定する方法・場所に使用済み割引券を送付もしくは持参により換金請求してください。
 - 換金業務を請け負う事業者が換金請求書を受理してから、事前に登録された金融機関預金口座に2週間程度で振込をします。
 - 換金請求は、毎月1回とし、当月分を翌月に請求することができます。ただし、換金の期限は令和3年（2021年）3月1日（月）までとし、期限を過ぎての換金はできません。
- ※換金手続は今後変更になる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。詳細については、取扱店として登録後に交付します「取扱店の手引き」

にてご確認ください。

※臨時で換金が必要な場合は、箕面市役所箕面営業室までご連絡ください。

7.割引券を使用することができない商品、サービス

次に掲げる商品、サービスは、割引券を使用することはできません。

- 不動産や金融商品等、資産形成を目的としたもの
- たばこ
- 換金性の高いもの（商品券、プリペイドカード、図書カード、切手、官製はがき、印紙等）
- 国税、地方税や使用料の公租公課、公営ギャンブル

8.登録の取り消し等

箕面市長は、この要項の各事項及び下記責務に違反するとき、換金の拒否、取扱事業者の取り消しを行うことができます。

〈取扱事業者の責務〉

- 後日送付する取扱店であることを示す掲示物等を、消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示してください。
- 通常の注意を持ってすれば偽造されたものと判別できる等の不正割引券の受け取りは、取扱事業者の責任となりますので十分注意してください。また、その種の事案が発生した場合は、すみやかに箕面市まで連絡してください。
- 割引券の受け取りを拒むことはできません。
- 割引券の交換、譲渡、及び売買を行うことはできません。
- 登録申込書には正確な情報を記載してください。
- その他、箕面市長からの指示を遵守してください。

9.取扱店の PR

申込書に記載された内容をホームページ等に掲載し、取扱店の PR を行います。

○お問い合わせ・申込書提出先

箕面商工会議所

住所 〒562-0003 箕面市西小路 3-2-30

TEL 072-721-1300 FAX 072-721-1305

MAIL mp@minohcci.or.jp